

瑞浪市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第 1 条 瑞浪市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）の規定に基づく補助金申請等に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を岐阜県瑞浪市上平町 1 丁目 1 番地瑞浪市役所内に置く。

(事業)

第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に係る協議に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に係る協議に関すること。
- (3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 交通会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
 - (2) 岐阜県公安委員会の指名する者
 - (3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長の指名する者
 - (4) 公共交通の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者
 - (5) 岐阜県知事の指名する者
 - (6) 道路管理者
 - (7) 副市長、経済環境部長、市民福祉部長、教育委員会事務局長
 - (8) 地域公共交通の利用者
 - (9) 学識経験者その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) 前項第 1 号から第 7 号に規定する委員については、その職にある期間とする。
 - (2) 前号以外の委員については、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
- 第 5 条 会長は、副市長をもって充てる。
- 2 副会長は前条第 2 項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。
 - 3 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第 6 条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 会議の議事は、会議出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 第 1 項の規定にかかわらず、緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合、すべての委員からの意見聴取、賛否の意向の確認及びこれらの結果の公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前 6 項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第 7 条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の委員及び関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 8 条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

(分科会)

第 9 条 第 3 条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、経済環境部商工課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 11 条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収

入をもって充てる。

(監査)

第 1 2 条 交通会議に監査委員 2 人を置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が委員の中から任命する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。

(財務に関する事項)

第 1 3 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 4 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 号）の例による。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 1 5 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

○瑞浪市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示

【制定趣旨】

瑞浪市地域公共交通会議の設置目的、事業及び会議運営に関する議決方法について見直しを図る。

【改正内容】

会議設置目的に道路運送法に関する協議等を行うことを加え、これに関連する業務を事業に加え、議事については出席委員の過半数で決することとし、書面評決により協議を可能とするための所要の改正。

【施行日】

この告示の施行日は、告示の日からとする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(目的)</p> <p><u>第 1 条 瑞浪市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づく補助金申請等に関する協議及び実施に関する連絡調整を行うため設置する。</u></p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p><u>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に係る協議に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に係る協議に関すること。</u></p> <p><u>(3) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p><u>(4) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>第 4 条～第 5 条 （略）</p> <p>(会議)</p>	<p>(目的)</p> <p><u>第 1 条 瑞浪市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。</u></p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p><u>(1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。</u></p> <p><u>(2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>第 4 条～第 5 条 （略）</p> <p>(会議)</p>

第 6 条	第 6 条
1～3 (略)	1～3 (略)
4 <u>会議の議事は、会議出席委員(代理人を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u>	4 <u>会議の議決方法は、会議出席委員の全会一致で決定するものとする。</u>
5 <u>第 1 項の規定にかかわらず、緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合、すべての委員からの意見聴取、賛否の意向の確認及びこれらの結果の公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。</u>	
6 (略)	5 (略)
7 (略)	6 (略)
8 (略)	7 (略)
第 7 条～第 1 6 条 (略)	第 7 条～第 1 6 条 (略)